

使用する曲の著作権許諾申請について【重要!! 必ずお読み下さい】

近頃、不正コピー等の著作権侵害が目立ち、これに関する訴訟が増えてまいりました。

そこで、日本マーチングバンド協会・日本バトン協会より指導を受け、本大会では使用曲に関する著作権について以下の通り対応いたします。各団体の責任においてきちんとした対応をお願い致します。

なお、著作権の手続きがお済みでない場合は、大会に参加できませんのでご注意ください。

I 全団体

1. 大会に掛かる著作権申請に関する手続きは本支部で一括して行っております。
楽曲を使用する際は版權を所持する事務所等に貴団体での申請が必要です。
以下の注意点にお気を付け下さい

II 楽器演奏を行う団体（マーチングバンド編成、他）

※「演奏利用許諾」の手続きが必要です。

1. 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、各団体で原曲の作曲者または版權を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります）。
尚、著作者の著作権の有無はJASRAC那覇支部(下記)に直接お問い合わせ下さい。
※詳しい内容は、「大会における著作権について」をご覧ください。
2. 楽曲の演奏利用に関する著作権協会への申請（「演奏利用許諾」の手続き）は本協会
で一括して行います。
①9月17日(火)までに【著作権確認書】を作成してメール送信をする。
（※著作権確認書は、参加申込書のファイルに入っています。）
3. 申請手続き完了後に大会への参加

期 日	手 続 き 内 容
使用楽曲が 決まった時点	1.出版元への編曲使用許諾申請をする。 （市販の楽譜ではなく団体用にアレンジして使用する場合） 編曲使用許諾証明書を取得する。
9月17日(火) までに	2.著作権確認書を作成する。 3. <u>メール</u> で著作権確認書と編曲使用許諾証明書を提出する。 （口頭で許可を頂いた団体は著作権確認書に記入して下さい）
大会・イベント	4.各種大会・イベントへの参加

裏面もご覧ください

Ⅲ ダビングしたCDによる演奏を行う団体（マーチングバンド編成以外）

使用する音源はCDのみ可とします。（MDは使用出来ません）

※出版社に「使用許諾申請」の手続きが必要です。

1. 使用する音源（市販のCD）の出版元(レコード会社等)へ、各団体で使用許諾申請を行ってください。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに上記の手続きを行ってください。

2. CD等音源を編集する場合もしくは一括録音をして使用する際に、複製権（録音利用料）が発生致します。

①9月17日(火)までに【著作権確認書】を作成してメール送信をする。

（※著作権確認書は、参加申込書のファイルに入っています。）

3. 楽曲の演奏利用に関する著作権協会への申請（「演奏利用許諾」の手続き）は本協会で行います。

4. 録音利用の許可がおりたものは各種大会・イベントに参加出来ます。

手続きの流れ（「手続き内容」の番号は上記の番号と対応しています。）

期 日	手 続 き 内 容
使用楽曲が 決まった時点	1. 出版元への使用許諾申請 2. 音源使用許諾証明書を取得する
9月17日(火) までに	3.著作権確認書を作成する。 4. <u>メール</u> で著作権確認書と音源使用許諾証明書を提出する。
大会・イベント	5.各種大会・イベントへの参加

問い合わせは本協会事務局または日本音楽著作権協会那覇支部まで

〒900-0029

那覇市旭町116-37 カフーナ旭橋C街区オフィスコート4F

JASRAC那覇支部

TEL：098-863-1228

FAX：098-866-5074

ホームページ <http://www.jasrac.or.jp>